

# ○三重大学大学院地域イノベーション学研究科規程

(平成21年3月30日規程第641号)

改正 平成27年3月31日規程第641号

(趣旨)

第1条 三重大学大学院地域イノベーション学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、三重大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び三重大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、地方産業界が求める即戦力型人材であるプロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材の育成に特化した教育・研究を展開することにより、高度な専門知識及び応用能力を持ち、創造性豊かな研究開発活動を進める高度専門職業人及び研究者を養成し、地域社会の将来を担う中核人材を育成するとともに、地方立脚型の企業が抱えている成長障害要因の克服に必要な学際的研究を実施し、その成果を社会に還元することを目的とする。

(博士前期課程の目的)

第3条 博士前期課程地域イノベーション学専攻は、専門分野における研究開発担当者として、研究課題を取り巻く総合的な状況を考察し、解決策を構築していく製品化のための研究開発プロジェクトのマネジメントができる研究開発系人材を養成することを目的とする。

(博士後期課程の目的)

第4条 博士後期課程地域イノベーション学専攻は、自立した研究者として、研究開発成果を基にした新規事業プランの立案からその事業化までの企画・執行・調整に関する総合的なマネジメントを行う事業化プロジェクトのマネジメントができる研究開発系人材を養成することを目的とする。

(入学者の選考)

第5条 博士前期課程及び博士後期課程の入学者の選考は、学力試験及び書類審査等を総合して行う。

2 前項の選考方法、時期等については、研究科教授会が定める。

(指導大学教員)

第6条 研究科の教育、研究及び論文の指導のため、指導大学教員を置く。

2 指導大学教員は、研究科担当の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、准教授をもって充てることができる。

(授業科目及び単位数)

第7条 博士前期課程における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修方法)

第8条 学生は、指導大学教員の指導のもとに、博士前期課程においては、別表第1に定める履修方法により、38単位以上を、博士後期課程においては、別表第2に定める履修方法により、22単位以上を修得しなければならない。

2 学生の履修に関する特例は、別に定める。

(履修科目の届出)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、研究科長に届出なければならない。

(単位認定)

第10条 各授業科目の単位認定は、試験又は研究報告により、授業科目担当大学教員が行う。

(試験)

第11条 試験は、筆記又は口頭とし、授業科目の終了する学期末に行う。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがある。

(追試験)

第12条 学生が、疾病その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかつた場合は、願い出により、追試験を行うことがある。

(成績評価)

第13条 履修した授業科目の成績は、AA・A・B・C・Dの評語で表し、AA・A・B・Cを合格とする。

(学位論文提出資格)

第14条 博士前期課程の学生で、別表第1に定める授業科目38単位以上を修得又は修得見込みの者は、別に定める期日までに学位論文を提出することができる。

2 博士後期課程の学生で、別表第2に定める授業科目22単位以上を修得又は修得見込みの者は、別に定める期日までに学位論文を提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、大学院学則第45条の規定により、学位授与を申請する者は、学位論文を提出することができる。

4 前項の申請者の資格その他については、別に定める。

(最終試験)

第15条 博士前期課程及び博士後期課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について、口頭又は筆記により行う。

(再入学及び転入学)

第16条 三重大学大学院学則第22条各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則(平成27年3月31日規程第641号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 別表第1(第7条、第8条、第14条関係)

#### 博士前期課程授業科目及び単位数

専攻	科目等区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
地域イノベーション学専攻	共通科目	基礎科学特論	2		履修方法 1 共通科目 12単位 2 専門科目 26単位以上 (1) 必修科目 14単位 (2) 選択科目 12単位以上 ア 所属ユニットの特論、インターンシップ研修Ⅱから8単位以上を選択、または所属ユ
		地域イノベーション学特論	2		
		地域イノベーション実践演習	2		
		プロジェクトマネジメント演習Ⅰ	2		

	プロジェクトマネジ メント演習Ⅱ	2		ニットの特論から6単位 以上 選択かつ他のユ ニットの特 論から2 単位以上を選択
	企業経営財務特論	1		
	技術者倫理特論	1		イ 所属ユニットの専門
	小計	12		英語から 2単位以上を 選択
工学イノ ベーショ ンユニッ ト	工学イノベーション 特論Ⅰ		2	ウ 所属ユニットの「国 際コミュニ ケーシ ョン英語Ⅰ」, 「国際 コミュニ ケーシ ョン英語 Ⅱ」, 「英語口頭発 表」, 「英語論 文 作成」 から2単位以上を選 択
	工学イノベーション 特論Ⅱ		2	
	工学イノベーション 特論Ⅲ		2	
	工学イノベーション 特論Ⅳ		2	
	工学イノベーション 特論Ⅴ		2	
	工学イノベーション 特論Ⅵ		2	
	工学イノベーション 専門英語Ⅰ		2	
	工学イノベーション 専門英語Ⅱ		2	
	工学イノベーション 専門英語Ⅲ		2	
	工学イノベーション 専門英語Ⅳ		2	
	国際コミュニケーシ ョン英語Ⅰ		1	
	国際コミュニケーシ ョン英語Ⅱ		1	
	英語口頭発表		1	
	英語論文作成		1	
	インターンシップ研 修Ⅰ	4		
	インターンシップ研 修Ⅱ		4	
	特別研究Ⅰ	4		
	特別研究Ⅱ	6		
	小計	14	28	
		バイオイノベーショ ン特論Ⅰ		2
	バイオイノベーショ ン特論Ⅱ		2	
	バイオイノベーショ ン特論Ⅲ		2	
	バイオイノベーショ ン特論Ⅳ		2	
	バイオイノベーショ ン特論Ⅴ		2	
	バイオイノベーショ ン特論Ⅵ		2	
	バイオイノベーショ ン特論Ⅶ		2	

バイオイノベーションユニット	バイオイノベーション特論Ⅷ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅰ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅱ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅲ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅳ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅴ		2
	バイオイノベーション専門英語Ⅵ		2
	国際コミュニケーション英語Ⅰ		1
	国際コミュニケーション英語Ⅱ		1
	英語口頭発表		1
	英語論文作成		1
	インターンシップ研修Ⅰ	4	
	インターンシップ研修Ⅱ		4
	特別研究Ⅰ	4	
	特別研究Ⅱ	6	
	小計	14	36
	合計	40	64

別表第2(第7条, 第8条, 第14条関係)  
博士後期課程授業科目及び単位数

専攻	科目等区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
地域イノベーション学専攻	地域新創造ユニット	地域新創造マネジメント特論Ⅰ	2		履修方法 1 必修科目14単位 2 選択科目8単位以上
		地域新創造マネジメント特論Ⅱ	2		
		地域イノベーション学演習	1		
		グローバルコミュニケーション演習	1		
		地域新創造特論Ⅰ		2	
		地域新創造特論Ⅱ		2	
		地域新創造特論Ⅲ		2	
		地域新創造特論Ⅳ		2	
		地域新創造特論Ⅴ		2	
		地域新創造特論Ⅵ		2	
		地域新創造特論Ⅶ		2	
		地域新創造特論Ⅷ		2	

	地域新創造特論IX		2
	地域新創造特論X		2
	地域新創造特論XI		2
	地域新創造特論XII		2
	インターンシップ研修		2
	特別研究	8	
	合計	14	26